

報告第1号

平成28年度阪神水道企業団水道事業会計  
予算（水道改良費）繰越計算報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成28年度阪神水道企業団大道取水場改修工事、2期淀川導水管更新工事、猪名川浄水場改修工事、尼崎浄水場ケーキヤード設置工事、甲東・西宮ポンプ場改修工事、配水流量計取替工事、管路更新工事（2期東部）及び猪名川浄水場計算機制御装置取替工事の予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成29年8月10日

阪神水道企業団

企業長 谷本光司

平成28年度阪神水道企業団

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款項	事業名	予算計上額 (工事費)	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の		
					企業債		
		円	円	円	円		
資本的支出	建設	大道取水場改修工事	716,688,000	139,944,272	576,743,000	0	
		2期淀川導水管更新工事	21,600,000	0	21,600,000	0	
		猪名川浄水場改修工事	280,800,000	16,066,706	264,733,000	0	
		尼崎浄水場ケーキヤード設置工事	131,750,000	6,531,840	125,218,000	0	
	改良	甲東・西宮ポンプ場改修工事	271,836,000	22,913,578	248,922,000	0	
		配水流量計取替工事	63,177,000	39,617,640	23,559,000	0	
		管路更新事業(2期東部)	345,600,000	162,462,080	183,137,000	182,000,000	
		計	1,831,451,000	387,536,116	1,443,912,000	182,000,000	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款項	事業名	予算計上額 (工事費)	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の		
					企業債		
		円	円	円	円		
資本的支出	建設改良費	猪名川浄水場計算法機器制御装置取替工事	122,940,000	21,600,000	101,340,000	0	
		計	122,940,000	21,600,000	101,340,000	0	

水道事業会計予算繰越計算書

財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
損益勘定留保資金			
円	円	円	
576,743,000	728	0	工事工程の調整に時間を要したため。
21,600,000	0	0	関係機関等との協議に時間を要したため。
264,733,000	294	0	工事工程の調整に時間を要したため。
125,218,000	160	0	工事工程の調整に時間を要したため。
248,922,000	422	0	工事工程の調整に時間を要したため。
23,559,000	360	0	工事工程の調整に時間を要したため。
1,137,000	920	0	関係機関等との協議に時間を要したため。
1,261,912,000	2,884	0	

財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
損益勘定留保資金			
円	円	円	
101,340,000	0	0	工事工程の調整に時間を要したため。
101,340,000	0	0	

(参 考)

## 地 方 公 営 企 業 法      ぬ き が き

(予算の繰越)

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。